

# 下妻地方広域事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

令和2年10月30日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、下妻地方広域事務組合(以下「組合」という。)の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 管理者は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申請の資格
- (4) 申請受付期間
- (5) 申請に必要な書類
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (8) 選定の基準
- (9) 前各号に掲げるもののほか管理者が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) その事業計画書による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保するこ

とができるものであること。

- (2) その事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要に応じ別に定める条件を満たすものであること。

(公募によらない指定管理者の選定)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらずに、特定の団体に第3条の規定による申請をさせることができる。

- (1) 当該公の施設の管理運営上の性格、規模及び機能により、公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 地域の団体の特性を生かすことで、より事業効果が期待できると認められるとき。
- (3) 公募に対し応募者がいないとき又は応募者の中に前条各号に掲げる事項のすべてを満たす団体がいないとき。
- (4) 指定管理者に選定された団体等を指定管理者に指定することができなくなったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定管理者の指定を受けた団体等が、第8条に規定する協定を締結しないとき。
- (6) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者が指定を取り消されたときその他緊急に指定管理者を指定することが必要と認めるとき。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、前条各号に掲げる要件を総合的に勘案し、適当と認めるときは、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者の指定)

第6条 管理者は、第4条及び前条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 管理者は、指定管理者を指定したときは、その旨及び規則で定める事項を告示

しなければならない。

(指定期間)

第7条 指定期間は、10年の範囲内で、公の施設の設置管理に関する条例で定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

2 前項の場合において、管理者が当該公の施設の供用開始の準備等に係る期間を必要と認めるときは、前項の規定による指定期間に1年を限度とする期間を加えることができる。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、次に掲げる事項について管理者と協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 指定期間に関する事項
  - (3) 利用料金に関する事項
  - (4) 管理の費用に関する事項
  - (5) 備品の取扱いに関する事項
  - (6) 業務報告及び事業報告に関する事項
  - (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報(下妻市個人情報保護条例(平成16年下妻市条例第24号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項
  - (9) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
  - (10) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに事業報告書を作成し、管理者に報告しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 管理者は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理状況について定期に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて当該公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、管理者は、その責めを負わない。

2 管理者は、前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて当該公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて当該公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該公の施設の施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又は管理者が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、当該公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(個人情報の保護)

第15条 指定管理者は、当該公の施設の利用者等に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(情報の公開)

第16条 指定管理者は、当該公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(公の施設の設置管理に関する条例等で定める事項)

第17条 指定管理者が行う公の施設の管理の基準、業務の範囲、指定期間及び使用料又は利用に係る料金に関することその他公の施設の管理に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、当該公の施設の設置管理に関する条例等で定めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。